

「特定無線局の変更等申請、免許記録の変更届出又は記載事項の変更届出を同時に行う場合の申請（届出）書の特例様式」の記載要領

- 注 1 該当しない手続きの申請書又は届出書の表記は必要に応じて削除することができる。
- 2 電波法第27条の8第1項の規定による特定無線局の変更等の許可申請又は電波法第27条の9の規定による特定無線局の周波数等の指定の変更申請を他の申請（届出）と併せて行う場合は、総務大臣宛に加えて、総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務局長）に宛てること。
 - 3 収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあっては、適用しない。
 - (1) 免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
 - (2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
 - (3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。
 - 4 該当する口にレ印を付けること。
 - 5 申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあっては、適用しない。
 - 6 1の欄は、次によること。
 - (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又はだ団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明な場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
 - 7 2の欄は、次によること。
 - (1) ①の欄は、免許規則第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(3) ③の欄の記載は、次によること。

ア 免許記録変更届出を行う場合に限り、変更箇所及び変更理由を記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

- 8 申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 9 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。